

基本仕様書

1 委託業務名

令和8年度（2026年度）地産地消フェア開催事業業務委託

2 趣旨・目的

市民が農水産物や花きに触れ親しむ機会を創出するため、市民と生産者が直接交流できる場としての対面式の販売フェアを開催するほか、市民に対して熊本市が農水産物の一大産地であることをPRする等により、農水産物や花きの地産地消を促進することを目的とする。

3 契約期間（予定）

契約締結日から令和9年（2027年）3月19日（金）まで

4 提案上限額

3,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※上記額は、提案に当たっての上限となる額であり、契約額とは必ずしも一致しない。

5 履行場所

熊本市ほか

6 業者選定

本事業の受託候補者は、公募型企画コンペ方式により選定する。

7 業務委託内容

(1) フェアの企画・運営

ア 概要

【1回目】

日時：令和8年（2026年）11月26日（木）、27日（金）でフェアを実施。

会場：びぶれす広場（〒860-8536 熊本市中央区上通町2番）※会場予約済み

時間：午前10時～午後4時

内容：農水産物・花き・加工品等の販売会

【2回目】

日時：令和9年（2027年）1月、2月のうち2日間のフェアを実施。

※原則として平日に開催するものとする

※開催日時は、市と協議の上決定する。

会場：びふれす広場（予定）

時間：午前10時～午後4時

内容：農水産物・花き・加工品等の販売会

イ 出展者の募集・事前準備

- (ア) 出展者を広く募集し、出展の調整を行うこと（出展者から出展料は徴収しない）
- (イ) 出展者募集エリアは熊本連携中枢都市圏（※）を中心とした近隣市町村とする。
※「熊本連携中枢都市圏」とは
<https://www.city.kumamoto.jp/kiji00312353/index.html>
- (ウ) 必要備品の調査をおこなうこと（出展内容や必要備品を把握すること）
- (エ) (ウ)の必要備品について、個別に必要とする備品がある場合、レンタル等の手配を行い設置・撤去を行うこと（レンタル費については出展者の自己負担として可）
- (オ) イベントの開催前に全ての出展者に対してイベントの実施・運営方法に係る説明会をおこなうこと
- (カ) イベント保険に加入すること
- (キ) その他事前準備に必要なこと全て（会場使用料含む）

ウ フェア開催期間中の会場内の管理運営、設営及び撤去業務

- (ア) 開催会場における出展ブースの配置レイアウトについて提案すること
- (イ) 会場において出展者ごとにブースを設けること
- (ウ) 1日当たり20売台程度を想定
- (エ) 県産花きについて本市花とみどり協働課と連携し、フェア内でのPRを実施すること。
- (オ) 売台、机、いす、バックパネル等の必要に応じた備品の手配
- (カ) 運営にかかる必要人員の手配（販売スタッフを除く）
- (キ) メイン看板、ブース看板の作成、設置・撤去
- (ク) 会場内仮設電気工事（必要であれば追加工事を行うこと）
※ 売台、机、バックパネル等は必要に応じてキャスターを装着し可動式であること

※ 会場設営に係る資材は本委託料の中から負担し準備を行うこと

エ 広報

地産地消フェアの認知度向上および来場促進を表現する広報が行われていること。

(2) その他地産地消の推進に関する取り組み

前項までに示したフェアの実施に加えて、地産地消の理念の普及及び農水産物等の消費拡大に資する取組を効果的に実施すること。

(3) アンケート及び来場者数調査

地産地消フェアに関する感想や熊本市産の農水産物に関する市民の意見、要望等を調査し、その結果を報告すること。また、出店者に対してもアンケートを実施し、その結果を報告すること。

ア 本市と協議の上、地産地消フェアの感想及び市産農水産物に関する意見・要望等を中心に5～6問程度の設問とする。

イ 地産地消フェア来場者数の計測（通行量調査方式：2箇所指定の場所）

(4) 事業実績報告書の提出

ア 報告内容

- ・当日の来場者数
- ・アンケート調査結果・分析
- ・地産地消フェアの売上
- ・その他委託業務の実施内容に関するもの
- ・原則として様式は任意とする。なお、冊子ではなくファイル綴じでも可

イ 報告書の提出方法

紙ベースで3部及び電子データ（PDF 及び Microsoft Office Word 又は Excel、PowerPoint）

ウ 提出期限

令和9年（2027年）3月19日（金）までに熊本市農水ブランド戦略室へ提出すること

エ 苦情等の処理及び報告の義務

委託業務における事故・トラブル等については、受託者が責任を持って対応する

こと。また、事故・トラブル等が発生した場合は、速やかに市に報告すること。

8 著作権にかかる留意事項

- (1) 本業務において、第三者（本市及び受託業者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うこと。
- (2) 本業務により作成した成果品及び委託業務実施にあたり新たに制作、撮影したもの等に関する全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、本市に帰属するものとし、本業務以外の業務にて、本業務により作成した成果品及び委託業務実施に当たり新たに制作、撮影したもの等を使用する場合がある。

9 遵守法令等

本業務の遂行にあたっては、契約書及び本仕様書によるほか、業務に関係する法令及び規程を遵守しなければならない。

特に個人情報の保護に関する法律、熊本市情報セキュリティポリシー（基本方針及び対策基準）及び具体的な手順を定めた情報セキュリティ対策実施手順を遵守しなければならない。

併せて、受託者は、受託者の管理の下で業務に従事する者に対して、上記を遵守させるために必要な措置を講ずること。

また、本業務を遂行するに当たり、個人情報を使用する作業を含むため、契約書中「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。

10 その他

- (1) 企画内容等については、本市と協議のうえ決定すること
- (2) 従事スタッフを明確にし、的確な人数を確保し、情勢に応じた対応を行うこと
- (3) フェア当日は市と連携して業務にあたること
- (4) 地産地消フェアにかかる経費については全て本委託費の中から支払うこと
- (5) フェアの出展者の選考については本市と協議のうえ決定すること
- (6) 自然災害や感染症等のやむを得ない事由により中止となる場合がある
- (7) その他、本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、本市及び受託者が協議して定めるものとする
- (8) 「2 趣旨・目的」を踏まえ、地産地消の促進、農水産物等の消費拡大につながる内容を提案すること

(9) 「SDGs の理念」を踏まえた内容を提案すること